

○国土交通省令第 号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第三条及び第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶区画規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年 月 日

国土交通大臣 太田 昭宏

船舶区画規程等の一部を改正する省令

（船舶区画規程の一部改正）

第一条 船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第九章 ビルジ排水装置（第七十七条—第一百一条）」を「第九章 ビルジ排水装置（第
一百一十章 損傷制御図（第一百二条）」
七十七条—第一百条）

に改める。

第二編第十章の章名を削る。

第一百一条を削り、第二百二条を第二百一条とし、同条の前に次の章名を付する。

第十章 損傷制御図及び復原性計算機等

第一百一一条の次に次の二条を加える。

（復原性計算機等）

第一百二条 第三十九条の二に規定する旅客船には、当該旅客船に損傷が発生した場合において、損傷時の復原性に関する事項を計算するため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一 復原性計算機（損傷時の復原性に関する事項を計算することができる計算機であつて、管海官庁が適當と認めるものをいう。）を備えること。

二 陸上において行われる損傷時の復原性に関する事項の計算の結果を速やかに利用することができる状態にしておくこと。

第一百二条の二十二中「第二編第十章」を「第一百一条」に改める。

（船舶消防設備規則の一部改正）

第一条 船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第三項中「次に掲げる基準によらなければならない」を「次の各号に掲げる当該装置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適合するものでなければならない」に改め、同条同項各号を次のように改める。

一 インサイドエアーウェイ方式（泡発生機が泡を放出する場所の内部に設置され、当該場所から空気を取り入れ、泡を放出する方式をいう。） 次に掲げる要件

イ 泡発生機は、泡を有効に放出するように、かつ、泡を放出する場所における火災又は爆発の影響によりその機能に支障を生ずることのないように配置すること。

口 泡発生機及び泡を放出する場所に設置される管は、当該場所に設けられた機器等の保守を妨げないように配置すること。

ハ 動力源、泡原液の供給装置及び制御装置は、容易に近づくことができ、かつ、泡を放出する場所における火災によつて遮断されるおそれのない当該場所の外部に配置すること。

二 船員が通常近づくことができる泡を放出する場所には、あらかじめ泡の放出を知らせる可視可聴警報装置を取り付けること。

二 アウトサイドエアー方式（泡発生機が泡を放出する場所の外部に設置され、当該場所の外部から空気を取り入れ、泡の供給ダクトにより泡を放出する方式をいう。）次に掲げる要件イ 泡の供給ダクトは、泡を有効に放出するよう、かつ、泡を放出する場所における火災又は爆発の影響によりその機能に支障を生ずることのないように配置すること。

口 泡を放出する場所に設置される管は、当該場所に設けられた機器等の保守を妨げないように配置すること。

ハ 前号ハ及びニに掲げる要件

三 前二号に掲げる方式以外の方式 管海官庁が適当と認めるものであること。

（満載喫水線規則の一部改正）

第三条 満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一 南部季節冬期帶域の項中「東経十七度」を「東経十六度」に、「南緯三十五度十分」を「南緯三十六度」に、「東経二十八度」を「東経三十度」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十六年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶区画規程の一部改正に伴う経過措置）

第一条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、

第一条による改正後の船舶区画規程の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

- 2 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

（船舶消防設備規程の一部改正に伴う経過措置）

第三条 現存船の固定式高膨脹泡消火装置については、第二条の規定による改正後の船舶消防設備規則第四十七条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

- 2 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものの固定式高膨脹泡消火装置については、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。